

令和5年度 有明小学校 『いじめ防止基本方針』



いじめは、子どもの権利を著しく侵害し、心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、絶対許されない行為です

未然防止の取組

- たてわり活動を推進し、思いやり、あこがれ、認め合う気持ちを育てます。
- 子どもが自己肯定感をもてるように、授業や活動の中で、子どものよさを認め、自信をもって活動できるように関わります。
- アリアケタイム、ハーモニータイム、アカゲラタイムなどの特色ある教育活動の中で、明るく、たくましく、生き生きと活動する心を育てます。
- 情報モラルの指導を行い、情報機器の適切な活用ができるよう考え方や態度を育てます。
- いじめ防止に関連ある校内研修を計画し、子ども理解やいじめ対応、教育相談などについての教職員の資質向上に努めます。

早期発見の取組

- 年に2回、児童にアンケート調査を行い、いじめの兆候を見逃さないようにします。
- 子ども、保護者、教職員の温かな関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境をつくります。
- 子どもからいじめに関する相談を受けた時は、直ちに関係職員と情報共有し、「いじめ防止対策委員会」を開いて対応を検討します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやいじめ相談電話等、第三者による相談機関を紹介します。

いじめに対する基本姿勢
「いじめは絶対許さない」

いじめに対する取組

- いじめの発見・通報があった場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的に対応していきます。
- いじめられた子どもを守り通す姿勢で対応します。いじめた子どもには、教育的な配慮のもと、毅然とした姿勢で指導し、人間関係の修復に努めます。
- いじめに関する調査で分かった事実については、保護者に正確に伝え、いじめられた子ども及び保護者へ謝罪を促し、再発防止に努めます。
- いじめが起きた集団を指導し、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- いじめにの重大事案については、必要に応じて、教育委員会や警察と連携して対応します。

重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、組織的に対応を進めていきます。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて警察やS Cなど適切な専門家及び関係機関を加えるなどして対応を進めます。
- 調査結果については、いじめられた子ども、保護者に対して適切に情報の提供を行います。

取組についての検証と見直し

- 教職員・保護者を対象に、いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価アンケートを実施（12月）し、「いじめ防止対策委員会」で取組内容についての検討・見直しを行います。